

公平性を確保するために

住宅使用料の滞納整理を強化しています

町営住宅等の使用料について

町営住宅等使用料は、世帯全員の所得と住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等に応じて算出しています。

使用料の納期限は、毎月末日、12月のみ25日（土日祝日の場合は翌日以降の最初の平日）となっておりますが、納期限内に納付がなかった場合は、督促状や催告書を発送し、電話や訪問による納付指導のほか、連帯保証人に納付指導のご協力をお願いしています。また、滞納額が増えますと、住宅の明渡し請求を行う場合もあります。

なお、平成28年度以前の町営住宅使用料の納付については、生活衛生課公営住宅班および税務課徴収対策班にて徴収していますが、一括納付ができない場合は、お申し出により分割納付もできることになっておりますので、ご相談ください。

町営住宅等は、皆さまの大切な税金により建設され住宅使用料等で維持管理をしていますので、納期限までに納付してください。

■問い合わせ

生活衛生課公営住宅班 ☎ (79) 1010
税務課徴収対策班(直通) ☎ (74) 1031

みかんちゃんの

ごみの出し方講座

「容器包装プラスチック」



※リサイクルプラマーク

今回は「容器包装プラスチック」（略して「容プラ」と言うよ。）についてだよ。

みんなは、リサイクルプラマーク※を知っているかな？周防大島町では、リサイクルプラマークがついていて、容器や包装に使われている、ある程度の厚さや硬さがあるプラスチック製品を「容プラ」に分別しているよ。例えば、市販のお米が入っているビニール袋や豆腐の容器は「容プラ」だよ。

プラスチック製でも、リサイクルプラマークがついていないものは「容プラ」じゃなくて、「その他プラスチック」だから、一緒にしないでね。

「容プラ」は汚れや臭いが残っていたらリサイクルできないから、ごみに出す前にきれいに洗わないといけないよ。例えば、マヨネーズのチューブなんかも、中身を使い切って、しっかり洗って、乾かしてね。

「容プラ」をごみ収集ステーションに出すときは、町指定の「プラスチックごみ専用袋」（無色透明で緑色の文字・ビニール製）に入れ、袋には必ず名前を書いてね。



「みかんちゃん」は、周防大島町の3R推進マスコットキャラクターです。

今回のポイント！

- 「容プラ」には「リサイクルプラマーク」がついている。
- 「リサイクルプラマーク」がついていないプラスチック製品は、「その他プラスチック」に分別すること。
- 「容プラ」は、よく洗って乾かして出すこと。

■問い合わせ 生活衛生課 ☎0820 (79) 1012